

チルドハンバーグステーキの日本農林規格の一部を改正する件新旧対照条文

○ チルドハンバーグステーキの日本農林規格（昭和52年10月8日農林省告示第1016号）

（傍線の部分は改正部分）

| 新（平成20年8月29日農林水産省告示第1357号）                          |       |   |  | 旧   |       |                                    |                                    |
|---|-------|---|--|---|-------|------------------------------------|------------------------------------|
| （チルドハンバーグステーキの規格）<br>第3条 チルドハンバーグステーキの規格は、次のとおりとする。 |       |   |  | （チルドハンバーグステーキの規格）<br>第3条 チルドハンバーグステーキの規格は、次のとおりとする。 |       |                                    |                                    |
| 区 分   |       | 基 準   |  | 区 分   |       | 基 準                                |                                    |
|   |       | 上 級   | 標 準  |   |       | 上 級                                | 標 準                                |
| （略）   |       | （略）   | （略）  | （略）   |       | （略）                                | （略）                                |
| 原材料<br>（ソースを加えたものにあつては、ソースを含む。）                     | （略）   | （略）   | （略）  | 原材料<br>（ソースを加えたものにあつては、ソースを含む。）                     | （略）   | （略）                                | （略）                                |
|   | 食品添加物 | 次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。<br>1～11（略）<br>12 加工でん粉<br><u>アセチル化アジピン酸架橋デンブ<br/>ン、アセチル化リン酸架橋デン<br/>ブン、アセチル化酸化デンブ<br/>ン、アセチル化酸化デンブ<br/>ン、オクテニルコハク酸デンブ<br/>ンナト<br/>リウム、酢酸デンブ<br/>ン、酸化デン<br/>ブン、ヒドロキシプロピルデン<br/>ブ<br/>ン、ヒドロキシプロピル化リン酸<br/>架橋デンブ<br/>ン、リン酸モノエステ<br/>ル化リン酸架橋デンブ<br/>ン、リン酸<br/>化デンブ<br/>ン及びリン酸架橋デン<br/>ブ<br/>ン</u> | 次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。<br>1～13（略）<br>14 加工でん粉<br><u>上級の基準と同じ。</u> |   | 食品添加物 | 次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。<br>1～11（略） | 次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。<br>1～13（略） |
| （略）   |       | （略）   | （略）  | （略）   |       | （略）                                | （略）                                |